

○ 美幌・津別広域事務組合会計管理者の事務を代理する者を定める規則

〔平成30年7月1日〕
規則第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第170条第3項の規定に基づき、美幌・津別広域事務組合会計管理者の事務を代理する者は、管理者が属する町の会計管理者の事務を代理する者とする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。